



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 岩井コスモホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 CEO 沖 津 嘉 昭
(コード番号：8707 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行「定款」第 13 条及び第 21 条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会において予め定めた代表取締役に変更するものです。
- (2) 法令名称等の変更に伴う所要の対応を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 29 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 6 月 29 日

本件に関するお問い合わせ先

岩井コスモ証券株式会社

経営管理部 TEL：06-6229-0291

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の業務に付帯する業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. <u>商品取引所法</u>に規定する商品市場における取引及び商品取引受託業務</p> <p>14. (省略)</p> <p>15. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の<u>就業条件の整備等</u>に関する法律に基づく<u>一般労働者派遣事業</u>に係る業務</p> <p>16. ～22. (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の業務に付帯する業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. <u>商品先物取引法</u>に規定する商品市場における取引及び商品取引受託業務</p> <p>14. (現行どおり)</p> <p>15. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の<u>保護等</u>に関する法律に基づく<u>労働者派遣事業</u>に係る業務</p> <p>16. ～22. (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役会において予め定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上